

# 福祉保健局関係要望項目

東京都福祉保健局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしく申し上げます。

## 1. 早期発見・早期療育の推進について

- (1) LD等発達障害については、早期療育における効果が顕著であり、早期発見・早期支援ができる体制の整備が必要不可欠です。東京都における早期発見・早期支援への体制整備に向けた取り組みを具体的にお聞かせください。
- (2) 早期発見のための乳幼児健診が充実する様、また地域差がない様に働きかけてください。
- (3) 乳幼児健診においてLD等発達障害が疑われた場合、また要配慮児とされた場合の、本人への発達支援と家族への支援体制が充実され、スムーズに相談や支援につながるよう働きかけてください。
- (4) 相談・支援に従事する保健師や職員に向けて、家族に対する際の配慮した伝え方の研究と指導をお願いします。

## 2. 一生涯を通じた支援体制の確立について

- (1) 乳幼児期および就学前から療育が受けられた場合、その療育が就学後も継続して受けられる様体制を整備し、区市町村を指導してください。
- (2) 東京都教育庁との連携を深め、就学支援シート等の情報を利用して、安心して学校生活を送れる様に働きかけてください。また区市町村においても同様のことができる様指導してください。
- (3) 発達障害については、一貫したデータの追跡が行われていません。発達障害は成長に伴い、困難の状態像が変化しやすいため、一度診断を受けた後も希望者には定期的に検査や見直しができる様な体制づくりをお願いします。
- (4) ライフステージに沿った支援が継続して受けられる様、発達の記録・各種の個別支援プログラムの保存等ができるサポートファイルの作成・普及を充実させてください。また、区市町村においても同様な作成・普及ができる様に指導してください。さらにサポートファイルが有効に活用できる様、関係諸機関を支援してください。
- (5) 発達障害者支援体制整備推進委員会における支援を強化し、周産期から成人にいたるまでの医療機関、療育機関、教育機関、就労支援機関が連携する仕組みをさらに整備してください。  
また、委員会の議事においては、教育だけでなく就労に関する整備の報告や検討も協議される様お願いします。

## 3. LD等発達障害児・者への相談支援の充実について

- (1) 東京都発達支援センター(TOSCA)において、LDに対応できる専門の職員の配置をお願いします。
- (2) 区市町村にある発達障害窓口担当の職員に対し、研修の実施と指導を強化してください。

(3) 青年期・成人期の発達障害者本人向けの理解・支援のためのサポートブックを作成し、活用できる体制を整えてください。

【例】埼玉県福祉部福祉政策課 企画・発行「青年期・成人期の発達障害を理解し支援を広げるサポートブック」 学生生活から就職・自立まで青年期・成人期の発達障害を理解するために！

(4) 不登校、引きこもりとなった発達障害児・者への社会参加を促すための取り組みを推進してください。

#### **4. 家族支援の充実について**

(1) ペアレントメンターによる、家族の悩みに寄り添う支援を推進してください。

(2) 医療機関による家族のカウンセリングが受けやすくなる様、関係機関に働きかけてください。

#### **5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発について**

(1) 通所施設等の職員に対しても、LD等発達障害についての研修会を開催し、専門的な人材の育成をさらに推進してください。

【例】・就労移行支援事業所(社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、民間株式会社など)  
・就労継続支援A型およびB型の事業所(社会福祉法人、NPO法人など)  
・障害者就労支援センター(訓練型)

以上